

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月22日

香川県知事 浜 恵 造

香川県規則第66号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
(身体障害者等に対する自動車税の減免の額) 第36条の5 略 2 条例 <u>附則第39項</u> に規定する自動車に係る前項の規定の適用については、同項第1号イ及び第2号イ中「45,000円」とあるのは、条例第88条第1項第1号及び第4号に掲げる自動車（同条第2項の規定によりその税率についてこれらの規定が適用されるものを含む。）並びに同条第1項第5号に掲げる自動車にあっては「51,700円」と、これらの自動車以外の自動車にあっては「49,500円」とする。	(身体障害者等に対する自動車税の減免の額) 第36条の5 略 2 条例 <u>附則第38項</u> に規定する自動車に係る前項の規定の適用については、同項第1号イ及び第2号イ中「45,000円」とあるのは、条例第88条第1項第1号及び第4号に掲げる自動車（同条第2項の規定によりその税率についてこれらの規定が適用されるものを含む。）並びに同条第1項第5号に掲げる自動車にあっては「51,700円」と、これらの自動車以外の自動車にあっては「49,500円」とする。
附 則	附 則
(自動車取得税が非課税となる一般乗用用のバスに係る路線) 8 条例 <u>附則第36項</u> に規定する規則で定める路線は、第35条の2第2項に規定する路線とする。	(自動車取得税が非課税となる一般乗用用のバスに係る路線) 8 条例 <u>附則第35項</u> に規定する規則で定める路線は、第35条の2第2項に規定する路線とする。
(特別還付金の申請期間の起算日) 9 条例 <u>附則第50項</u> に規定する規則で定める日は、平成23年10月11日とする。	(特別還付金の申請期間の起算日) 9 条例 <u>附則第49項</u> に規定する規則で定める日は、平成23年10月11日とする。

第2

改正後	改正前
(知事の指示を受けるべき事項) 第2条 県税事務所の長は、 <u>重要又は異例に属すると認められる事項</u> については、あらかじめ、知事の指示を受けなければならない。	(知事の指示を受けるべき事項) 第2条 県税事務所の長は、 <u>次に掲げる事項</u> については、あらかじめ、知事の指示を受けなければならない。 (1) <u>個人の県民税の滞納処分の計画に関する事項</u>

- (2) 欠損処分に関する事項
(3) 前2号に掲げるもののほか、重要又は異例に属すると認められる事項

(徴税事務に従事する税務取扱員の徴収金の取扱い)

第12条 略

2 前項の規定によって徴収金を領収した税務取扱員は、帰庁後直ちにその領収した金額その他必要な事項を第45号様式による県税徴収金現金出納簿兼徴収金領収証点検簿に記載するとともに、第46号様式による徴収金引継書及び領収証用紙つづりに現金を添えて税務出納員に引き継がなければならぬ。ただし、特別な事情があるときは税務取扱員は、前項の規定によって領収した徴収金を前条第3項の規定の例によって直接指定金融機関等に払い込むことができる。

(領収証の取扱い等)

第13条 税務取扱員は、領収証を書損したときは、その旨をその領収証に記載し、そのまま領収証用紙つづりに存置しなければならない。

2 税務取扱員は、領収証用紙つづりに領収証用紙がなくなったとき、又は領収証用紙つづりを必要としなくなったときは、県税徴収金現金出納簿兼徴収金領収証点検簿にその領収証用紙つづりを添えて、直ちに、県税事務所の長（総務部税務課の税務取扱員にあっては、知事）に返付しなければならない。この場合において、使用していない領収証用紙があるときは、税務取扱員の異動に伴い前任者が返付した領収証用紙つづりを後任者に引き継ぐ場合を除き、その用紙の1枚ごとに無効の押印をしなければならない。

第13条の4 削除

(担保提供書)

第13条の5 法第16条第1項及び第2項、第55条の2第2項、第55条の4第2項、第72条の38の2第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）

(徴税事務に従事する税務取扱員の徴収金の取扱)

第12条 略

2 前項の規定によって徴収金を領収した税務取扱員は、帰庁後直ちにその領収した金額その他必要な事項を第45号様式による県税徴収金現金出納簿兼徴収金領収証点検簿に記載するとともに第46号様式による徴収金引継書及び領収証用紙綴に現金を添えて税務出納員に引き継がなければならない。ただし、特別な事情があるときは税務取扱員は、前項の規定によって領収した徴収金を前条第3項の規定の例によって直接指定金融機関等に払い込むことができる。

(領収証の取扱等)

第13条 税務取扱員は、領収証を書損したときは、その旨をその領収証に記載し、そのまま領収証用紙綴に存置しなければならない。

2 税務取扱員は、領収証用紙綴に領収証用紙がなくなったとき、又は領収証用紙綴を必要としなくなったときは、県税徴収金現金出納簿兼徴収金領収証点検簿にその領収証用紙綴を添えて、直ちに、県税事務所の長（総務部税務課の税務取扱員にあっては、知事）に返付しなければならない。この場合において、使用していない領収証用紙があるときは、その用紙の1枚ごとに無効の押印をしなければならない。

(徴収猶予の分納金額)

第13条の4 法第15条第1項又は第2項の規定により分割徴収の方法によつて徴収猶予をする場合における分納額は、その徴収猶予をする金額を均等に分割した金額によるものとする。ただし、これによることができない事由がある場合においては、この限りでない。

(担保提供書)

第13条の5 法第16条第1項及び第2項、第55条の2第2項、第55条の4第2項、第72条の38の2第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）

第72条の39の2第2項、第72条の39の4第2項、第72条の57の2第2項又は第144条の20第1項の規定により担保の提供を求められた者及び法第16条第3項（法第55条の2第3項、第55条の4第3項、第72条の38の2第12項、第72条の39の2第3項、第72条の39の4第3項、第72条の57の2第3項及び第144条の20第2項において準用する場合を含む。）の規定により増担保の提供又は担保の変更を求められた者は、第46号様式の2による担保提供書を提出しなければならない。

（保全担保の提供命令書等の様式）

第13条の6 施行令第6条の11第1項（施行令第9条の9の4第2項、第9条の9の5第2項、第32条、第32条の2第3項、第32条の3第3項、第35条の4の2第2項及び第43条の14第4項において準用する場合を含む。）に規定する文書は、第46号様式の3による。

2 略

（徴収猶予の通知等）

第14条 知事又は県税事務所の長は、徴収の猶予、徴収の猶予期間の延長、換価の猶予、換価の猶予期間の延長又は滞納処分の執行の停止をしたときは第47号様式による通知書を、これらの取消しをしたときは第48号様式による取消通知書を、徴収の猶予、徴収の猶予期間の延長、換価の猶予（申請によるものに限る。）又は換価の猶予期間の延長（申請によるものに限る。）を認めないとときは第48号様式の2による不承認通知書をこれらの処分を受けた者に送付しなければならない。

2 条例第16条第4項又は第5項（これらの規定を条例第18条第2項及び第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定による各分割納付等期限及び各分割納付等金額を定めたとき又は変更したときの通知書は、第47号様式による。

（身体障害者等に対する自動車税の減免の額）

第36条の5 略

2 条例附則第40項に規定する自動車に係る前項の規定の適用については、同項第1号イ及び第2号イ中「45,000円」とあるのは、条例第88条第1項第1号及び第4号に掲げる自動車（同条第2項の規定によりその税率についてこれらの規定が適用されるものを含む。）並びに同条第1項第5号に掲げる自動車にあっては「51,700円」と、これらの自動車以外の自動車に

第72条の39の2第2項、第72条の39の4第2項又は第144条の20第1項の規定により担保の提供を求められた者及び法第16条第3項（法第55条の2第3項、第55条の4第3項、第72条の38の2第12項、第72条の39の2第3項、第72条の39の4第3項及び第144条の20第2項において準用する場合を含む。）の規定により増担保の提供又は担保の変更を求められた者は、第46号様式の2による担保提供書を提出しなければならない。

（保全担保の提供命令書等の様式）

第13条の6 施行令第6条の11第1項（施行令第9条の9の4第2項、第9条の9の5第2項、第32条、第32条の2第3項、第32条の3第3項及び第43条の14第4項において準用する場合を含む。）に規定する文書は、第46号様式の3による。

2 略

（徴収猶予の通知等）

第14条 知事又は県税事務所の長は、徴収金の徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分の執行の停止をしたときは第47号様式による通知書を、これらの取消をしたときは第48号様式による取消通知書をその滞納者に送付しなければならない。

（身体障害者等に対する自動車税の減免の額）

第36条の5 略

2 条例附則第39項に規定する自動車に係る前項の規定の適用については、同項第1号イ及び第2号イ中「45,000円」とあるのは、条例第88条第1項第1号及び第4号に掲げる自動車（同条第2項の規定によりその税率についてこれらの規定が適用されるものを含む。）並びに同条第1項第5号に掲げる自動車にあっては「51,700円」と、これらの自動車以外の自動車に

あつては「49,500円」とする。

附 則

(自動車取得税が非課税となる一般乗用用のバスに係る路線)

- 8 条例附則第37項に規定する規則で定める路線は、第35条の2第2項に規定する路線とする。

(特別還付金の申請期間の起算日)

- 9 条例附則第51項に規定する規則で定める日は、平成23年10月11日とする。

様式目次

第1号様式～第46号様式の6 略

第47号様式 徴収(換価)猶予(猶予期間延長)通知書(変更通知書)
等

第48号様式 略

第48号様式の2 徴収(換価)猶予(猶予期間延長)不承認通知書

第49号様式～第115様式 略

あつては「49,500円」とする。

附 則

(自動車取得税が非課税となる一般乗用用のバスに係る路線)

- 8 条例附則第36項に規定する規則で定める路線は、第35条の2第2項に規定する路線とする。

(特別還付金の申請期間の起算日)

- 9 条例附則第50項に規定する規則で定める日は、平成23年10月11日とする。

様式目次

第1号様式～第46号様式の6 略

第47号様式 徴収(換価)猶予通知書等

第48号様式 略

第49号様式～第115様式 略

第2号様式から第4号様式の2(その7)までの規定、第6号様式から第8号様式の2までの規定、第19号様式の2、第19号様式の6、第19号様式の7、第19号様式の10及び第38号様式(その1)から第39号様式までの規定中「60日」を「3月」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

第42号様式（第12条関係）

県税 第一冊No.		
領 取 証（原符）		
税 目		
徴収番号 (登録番号)		
年 度		
期 別 (事業年度)		
申告区分		
税 領 円 円		
延 滞 金		
加 算 金		
小 計		
領收金額	百 千 百 十 円	百 千 百 十 円
上記金額領収しました。		
年 月 日 (所属名)		
香川県収入取扱員 氏 名 ㊞ 市 郡 町 番地		
様		

県税 第一冊No.		
領 取 証		
税 目		
徴収番号 (登録番号)		
年 度		
期 別 (事業年度)		
申告区分		
税 領 円 円		
延 滞 金		
加 算 金		
小 計		
領收金額	百 千 百 十 円	百 千 百 十 円
上記金額領収しました。		
年 月 日 (所属名)		
香川県収入取扱員 氏 名 ㊞ 市 郡 町 番地		
様		

県税 第一冊No.		
引 錢 票		
税 目		
徴収番号 (登録番号)		
年 度		
期 別 (事業年度)		
申告区分		
税 領 円 円		
延 滞 金		
加 算 金		
小 計		
領收金額	百 千 百 十 円	百 千 百 十 円
年 月 日 (所属名)		
香川県収入取扱員 氏 名 ㊞ 市 郡 町 番地		
様		
消 込 印	再 檢 印	

備考

- 1 用紙の大きさは、用紙日本工業規格A-4の3分の1さいとする。
- 2 領取証用紙つづりは、第1葉を領取証（原符）、第2葉を領取証、第3葉を引繼票としてこれを1組とし、50組で1冊とする。
- 3 引繼票は厚用紙とし、その他はノーカーボン用紙とする。
- 4 1組につき記載する税目は、法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税を除き、1税目とする。

第46号様式の3（その1）中「60日」を「3月」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

第42号様式（第12条関係）

県税 第一冊第1号		
領 取 証（原符）		
第 号	年 度	税
期(月)別 区分		
税 額	円	円
延 滞 金		
加 算 金		
加 算 金		
小 計		
領收金額	百 千 百 十 円	百 千 百 十 円

上記金額領収しました。

年 月 日
(所属名)
香川県収入取扱員 氏 名 ㊞
市 郡 町 番地
様

県税 第一冊第1号		
領 取 証		
第 号	年 度	税
期(月)別 区分		
税 額	円	円
延 滞 金		
加 算 金		
加 算 金		
小 計		
領收金額	百 千 百 十 円	百 千 百 十 円

上記金額領収しました。

年 月 日
(所属名)
香川県収入取扱員 氏 名 ㊞
市 郡 町 番地
様

◎ この領取証は重要な証拠となりますから大切に保存してください。

県税 第一冊第1号		
引 錢 票 ○		
第 号	年 度	税
期(月)別 区分		
税 額	円	円
延 滞 金		
加 算 金		
加 算 金		
小 計		
領收金額	百 千 百 十 円	百 千 百 十 円

上記金額領収しました。

年 月 日
(所属名)
香川県収入取扱員 氏 名 ㊞
市 郡 町 番地
様

消 込 印 再 檢 印

備考

- 1 用紙の大きさは、用紙日本工業規格B51/3さいとする。
- 2 領取証は、第1葉を領取証（原符）、第2葉を領取証、第3葉を引繼票としてこれを1組とし、100組で1冊とする。
- 3 引繼票は厚用紙とし、その他はガーボン付簿用紙とする。
- 4 作成したとき又は使用中止による残部には、その各葉ごとに「無効」のゴム印を押し、そのまま継に存置すること。

第46号様式の3（その2）（第13条の6関係）

担保提供命令書		
年 月 日 様		
香川県県税事務所長 圖		
県税等の徴収上必要がありますから、下記のとおり担保の提供を命じます。		
担 保 の 内 容	担保される税目	法人県民税（法人事業税、個人事業税、地方法人特別税）
	担保される金額	円
担保の種類		
担保の提供期限		
担保額の算出根拠		
命令する理由		
<p>注意 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して<u>6月</u>以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>		

第46号様式の3（その2）（第13条の6関係）

担保提供命令書		
年 月 日 様		
香川県県税事務所長 圖		
県税等の徴収上必要がありますから、下記のとおり担保の提供を命じます。		
担 保 の 内 容	担保される税目	法人県民税（法人事業税、地方法人特別税）
	担保される金額	円
担保の種類		
担保の提供期限		
担保額の算出根拠		
命令する理由		
<p>注意 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して<u>6月</u>以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>		

第46号様式の4及び第46号様式の5中「60日」を「3月」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後										改正前												
第47号様式（その1）（第14条関係）										第47号様式（その1）（第14条関係）												
徴収（換価）猶予（猶予期間延長）通知書（変更通知書）										徴収（換価）猶予通知書												
年　月　日										年　月　日												
様										様												
香川県県税事務所長										香川県県税事務所長												
下記のとおり徴収（換価）の猶予（猶予期間の延長）をした（変更した）ので、通知します。										下記のとおり徴収（換価）を猶予したので、通知します。												
なお、分納計画は、確実に履行してください。										なお、分納計画は、確実に履行してください。												
猶予	年度 期別	税　目	納期限	税　額	加算金	加算金	延滞金	計	備　考	猶予	年度 期別	税　目	納期限	税　額	加算金	加算金	延滞金	計	備　考			
				円	円	円	円	円						円	円	円	円					
合　　計										合　　計												
猶予期間	年　月　日から	年　月　日まで	猶予期間																			
猶予の理由		猶予の理由																				
分納計画	回　数	分　納　期　限	納付（納入）金額	備　考	分納計画	回　数	分　納　期　限	納付（納入）金額	備　考	回　数	分　納　期　限	納付（納入）金額	備　考									
				円									円									
注意　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>3月</u> 以内に、香川県知事に書面で審査請求をることができます。										注意　この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。												
この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して <u>6月</u> 以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。										この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して <u>6月</u> 以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。												
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から <u>3月</u> を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。										なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から <u>3月</u> を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。												

第47号様式（その2）、第47号様式（その3）、第48号様式（その1）及び第48号様式（その2）中「60日」を「3月」に改める。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後											改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
第48号様式の2（第14条関係）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="11">徴収（換価）猶予（猶予期間延長）不承認通知書</th> </tr> <tr> <th colspan="11">年　月　日</th> </tr> <tr> <th colspan="11">様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="11">香川県県税事務所長　國</td> </tr> <tr> <td colspan="11">年　月　日　付けで徴収（換価）の猶予（猶予期間の延長）の申請が</td> </tr> <tr> <td colspan="11">あつた県税に係る徴収金については、下記のとおり徴収（換価）の猶予（猶予期間の延長）を承認しないこととしたので、通知します。</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">徴 収 (換 価) の猶 予 (猶 予 期 間 の 延 長) 申 請 金 額</td> <th>年度</th> <th>税率</th> <th>税目</th> <th>納期限</th> <th>税額</th> <th>加算金</th> <th>加算金</th> <th>延滞金</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>期別</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合</td><td colspan="2" rowspan="7">計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="11" rowspan="7"></td></tr> <tr> <td>不承認の理由</td><td colspan="21"></td></tr> <tr> <td>注意</td><td colspan="21"></td></tr> <tr> <td>1 上記の徴収金は、速やかに納付（納入）してください。</td><td colspan="21"></td></tr> <tr> <td>2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。</td><td colspan="21"></td></tr> <tr> <td>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後、その裁判があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</td><td colspan="21"></td></tr> <tr> <td>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</td><td colspan="21"></td></tr> </tbody> </table>	徴収（換価）猶予（猶予期間延長）不承認通知書											年　月　日											様											香川県県税事務所長　國											年　月　日　付けで徴収（換価）の猶予（猶予期間の延長）の申請が											あつた県税に係る徴収金については、下記のとおり徴収（換価）の猶予（猶予期間の延長）を承認しないこととしたので、通知します。											徴 収 (換 価) の猶 予 (猶 予 期 間 の 延 長) 申 請 金 額	年度	税率	税目	納期限	税額	加算金	加算金	延滞金	計	備考	期別			円	円	円	円	円																																															合		計																				不承認の理由																						注意																						1 上記の徴収金は、速やかに納付（納入）してください。																						2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。																						この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後、その裁判があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。																						なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。																																											
徴収（換価）猶予（猶予期間延長）不承認通知書																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
年　月　日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
様																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
香川県県税事務所長　國																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
年　月　日　付けで徴収（換価）の猶予（猶予期間の延長）の申請が																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
あつた県税に係る徴収金については、下記のとおり徴収（換価）の猶予（猶予期間の延長）を承認しないこととしたので、通知します。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
徴 収 (換 価) の猶 予 (猶 予 期 間 の 延 長) 申 請 金 額	年度	税率	税目	納期限	税額	加算金	加算金	延滞金	計	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	期別			円	円	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
合		計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
不承認の理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
注意																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
1 上記の徴収金は、速やかに納付（納入）してください。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後、その裁判があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

第49号様式（第15条関係）
略

第49号様式（第15条関係）
略

第65号様式、第96号様式（その1）、第96号様式（その2の1の口）、第96号様式（その2の2の口）、第96号様式（その4）、第96号様式（その5の口）から第97号様式（その2のイ）までの規定、第97号様式の2から第98号様式（その2のイ）までの規定、第99号様式、第100号様式の2（その1）、第100号様式の5（その1）、第100号様式の5（その2）及び第100号様式の7中「60日」を「3月」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1の表の改正部分 公布の日

（2） 第2の表中第36条の5並びに附則第8項及び第9項の改正規定 平成28年1月1日

（3） 第2の表中第13条の5及び第13条の6第1項の改正規定並びに第46号様式の3（その2）の改正規定（「60日」を「3月」に改める部分を除く。）
平成30年1月1日

（経過措置）

2 第2の表の改正部分による改正前の第42号様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

（香川県税条例施行規則の一部を改正する規則附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による改正前の香川県税条例施行規則の一部改正）

3 香川県税条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年香川県規則第41号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による改正前の香川県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第38号様式（その1）中「60日」を「3月」に改める。